令和　　年　　月　　日

三木市公契約条例に係る誓約書

　　　　　　　　　　　　　様

所　在　地

商号・名称

代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

貴社と　　　　　　　　　　　　　に関する　　契約を締結するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　三木市公契約条例第５条第１項に規定する者（以下「対象労働者」という。）に支払う労働の対価の額は、三木市が定める基準額を下回らないこと。

２　対象労働者の氏名、業種、労働時間その他三木市長が定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を、労働の対価の支払後、速やかに作成し、当該台帳の写しを貴社が指定する期日までに提出すること。

３　労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき労働の対価が支払われていない又は支払われた労働の対価の額が基準額を下回るとして、市長又は受注者にその事実を申し出た対象労働者に対し、申出をしたことを理由とした、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。

４　三木市から必要な報告若しくは資料の提出、又は市の職員による事業所若しくは作業場における支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）の実施の求めがあった場合には、協力し、誠実に対応すること。

５　４の項の調査等の結果、本誓約書に記載された事項に違反していたことが認められ、当該違反事項について、貴社から是正措置を求められた場合には、速やかにその措置を講ずること。また、講じた措置の内容を貴社が指定する期日までに、書面により貴社に報告すること。

６　本誓約書に記載された事項の違反により契約を解除されたとき、異議申し立てをしないこと。

７　本誓約書の対象となる契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける場合には、本誓約書と同一の内容を記載した誓約書を提出させること。